

議案第10号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定
について議会の議決を求める。

令和2年3月10日提出

清水町長 阿 部 一 男

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(清水町監査委員条例の一部改正)

第1条 清水町監査委員条例（昭和57年清水町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

(清水町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 清水町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成26年清水町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。